

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

宮城県木材協同組合

令和7年4月1日

第1 目的

本実施要領は、宮城県木材協同組合（以下「県木協」という。）が制定した「発電利用に供する木質バイオマスに関する自主行動規範」で規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 認定対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う方法により証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下認定という。）を受けなければならない。
また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。
- 2 GHG関連情報以外の証明をする認定（ガイドラインのみ）をタイプA、タイプAに加えてGHG関連情報の証明も行う認定をタイプBとします。
- 3 本実施要領に基づく認定は、県木協の組合員を対象とします。

第3 認定申請

認定を受けようとする事業者はタイプ別、新規、認定更新別に下記の申請書を県木協に提出しなければならない。

タイプA新規認定：様式1—1～様式1—4

タイプA認定更新：様式2—1～様式2—4

タイプB新規認定：様式3—1～様式3—4

タイプB認定更新：様式4—1～様式4—4

第4 認定の単位

事業者が複数の工場、倉庫、土場等の事業所を保有している場合、木質バイオマスの生産、流通を行う事業所についてそれぞれの事業所ごとに認定を受けなければならない。

ただし、タイプAの事業者が複数の事業所を保有しており、同一の代表者、分別管理者が複数事業所の管理を行っている場合、事業者は1つ認定取得すれば良い。その場合、認定申請書にはそれぞれの事業所の名称、所在地、事業所の敷地、建物及び施設（工場、土場、倉庫など）の配置及び木材の分別管理状況の図を添付し認定を受けなければならない。

第5 審査

- 1 県木協は、認定申請、認定更新申請があったときは、第2の認定対象及び第6の要件がガイドラインに適合するかどうかを審査する。
- 2 県木協は、前項の審査に当たっては、理事長が指名する審査員で構成される審査委員

会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。審査委員会は年度途中に少数の認定申請があったときは書類供覧により個別審議を行い、書面決議により決定する。認定更新申請の審査等は年度末に審査委員の出席をもって審査委員会を開催し、審議、決定する。

- 3 タイプAの新規申請、タイプBの新規申請、更新申請の場合、申請書提出に加え、事業所の現地審査を実施する。書類と現地審査の結果を合わせて審査し、認定の可否を決定する。

第6 認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

1 タイプAの認定要件

(分別管理)

- ①間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス（以下「発電用木質バイオマス」という。）が互いに、かつ、それ以外の木材・木材製品（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において発電用木質バイオマスが互いに、その他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 発電用木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の分別管理責任者が1名以上選任されていること。

(事業者研修会)

- ⑥ 認定更新の場合、認定期間内に1回以上受講すること。

(実績報告)

- ⑦ 認定更新の場合、本規定第10—1実績報告を行っていること。

2 タイプBの認定要件

- ① タイプAの認定要件に加え、GHG関連情報のある発電用木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。
- ② タイプAの分別管理責任者の代わりに分別管理・GHG関連情報管理責任者が選任されていること。
- ③ GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められており、分別管理・GHG関連情報管理責任者が管理していること。

第7 認定

県木協は、審査委員会の審査の結果、申請事業者を認定する場合「発電木質バイオマス事業者認定書」（タイプA、様式5-1）、「GHG事業者認定書」（タイプB、様式5-2）を交付するとともに認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定日、認定有効期間を県木協のホームページ等に公表する。

- 2 認定番号はタイプAの場合「宮城県木協第Bー 」、タイプBの場合「宮城県木協第GHGー 」とします。

- 3 県木協は、審査委員会の結果、認定をしない場合は、その旨を申請者に通知する。

- 4 タイプAの新規認定は認定日の2年後の年度末までとする。

タイプBの新規認定は認定日から2年と1か月から12か月とし、県木協が指定する。
更新認定の場合は更新認定日から3年間とする。

第8 認定経費

本認定に係る経費は次の通りとする。

- | | | | |
|---|----------------|--------------|----------------|
| ① | タイプA 新規認定手数料 | 30,000 円（税別） | （現地審査料込） |
| ② | タイプA 認定更新手数料 | 10,000 円（税別） | |
| ③ | タイプB 新規認定手数料 | 50,000 円（税別） | （現地審査料込） |
| ④ | タイプB 認定更新手数料 | 30,000 円（税別） | （現地審査料込） |
| ⑤ | タイプB 年度立入調査手数料 | 30,000 円（税別） | （第11-2 現地審査料込） |
| ⑥ | 立入調査（第11-1） | 30,000 円（税別） | （現地審査料込） |

2 前項に規定する経費は県木協の請求に基づき納付するものとする。

第9 証明事項の記載

1 認定事業者は、発電用木質バイオマスの出荷に当たって下記の通り別に証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。

タイプA 間伐材由来 : 「証明書（間伐材由来）」（様式6-1）

一般木質バイオマス : 「証明書（一般）」（様式6-2）

タイプB 間伐材由来 : 「証明書（間伐材GHG）」（様式7-1）

一般木質バイオマス : 「証明書（一般GHG）」（様式7-2）

2 タイプAの場合発電用木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に認定番号及び発電用木質バイオマスであることを記載、または納品書にゴム印（様式8）を押して証明する事も出来る。

第10 実績報告

1 認定事業者は、「発電用木質バイオマスの取扱実績報告」（タイプA：様式9-1、タイプB：様式9-2）により、前年度分の取扱実績を毎年6月末日までに県木協へ報告する。

2 県木協は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第11 立ち入り検査

1 県木協は、必要に応じて認定事業者による発電用木質バイオマスの分別管理、情報管理が適正であるか否かを立入調査するものとし、認定事業者は、県木協から調査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど調査に協力しなければならない。

県木協は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して期間を定めて是正を指導する。

2 タイプBの認定事業者には認定の翌年度以降毎年度、現地検査を実施することとする。

第12 認定内容の変更

認定事業者は、認定書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに「変更届」（様式10）を提出するものとし、提出を受けた県木協は届出内容を確認の上、登録の変更、認定書の再交付等を行うものとする。ただし、事業所の変更など認定要件に係る重要な内容の変更にあっては、第3に定める手続きにより改めて認定を受けなければならない。

第 12 認定事業者の取り消し

- 1 県木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木協のホームページ等に公表するものとする。
 - ① タイプAの認証を受けている事業者がタイプBの新規認証を受けたとき。タイプBの認証にはタイプA内容を含むためタイプAの認証は取消になります。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。（様式 11）
 - ③ 有効期限の1か月前までに「事業者認定申請書（更新）」の提出が無かったとき。
 - ④ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。（本規定第2、第6）
 - ⑤ 立入調査（第11）で不適と判断され、不適事項の是正がなされない場合。
 - ⑥ 本規定第8の認定経費の支払いが無い場合。
 - ⑦ 認定申請書の記載事項に虚偽があったとき。
- 2 県木協は、認定を取り消したときは、「認定取消通知書」（様式 12）を当該認定事業者に送付するものとする。

附則

- 1 この実施要領は、平成18年 7月 3日から施行する。
- 2 この実施要領は、平成24年12月13日から施行する。
- 3 この実施要領は、平成29年 6月 1日から施行する。
- 4 この実施要領は、令和 3年 6月23日から施行する。
- 5 この実施要領は、令和 4年 7月12日から施行する。
- 6 この実施要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 7 この実施要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 8 この実施要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。